

お知らせ

休日・夜間受付窓口での 埋火葬許可証の 交付時間が変わります

ご遺体を火葬するには市役所に死亡届を提出し、埋火葬許可証の交付を受ける必要があります。

4月1日から、埋火葬許可証の交付時間を次のとおり変更します。

○月～金曜日、第2・4日曜日

交付時間 午前8時30分～午後5時

交付場所 市民課(市庁舎1階)、各市民センター

○土曜日、日曜日(第2・4を除く)、祝
休日、年末年始

交付時間 午前8時30分～正午

交付場所 市庁舎休日・夜間受付窓口

※死亡届を含む戸籍届出の受付時間

の変更はありません。

☎市民課☎724・2865

税の申告期限が延長されました

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税確定申告等及び市民税・都民税申告の申告期限等が、4月16日に延長されました。

受付期間・場所は次のとおりです。

【所得税確定申告、贈与税及び個人事業者の消費税の申告】

○3月16日(月)まで＝ぽっぽ町田

○3月17日(火)～4月16日(木)＝町田税務署

☎町田税務署☎728・7211

【市民税・都民税申告】

○3月16日(月)まで＝多目的スペース(市庁舎1階)

○3月17日(火)～4月16日(木)＝市民税課(市庁舎2階)

☎市民税課☎724・2114、2115

利用者募集

おうちでごはん事業

ボランティアが、平日の夕方に利用者のご自宅にお弁当を配達します(年24回)。また、必要に応じて、(社福)町田市社会福祉協議会の職員が利用者のご自宅で相談支援を行います。

☎市内在住の18歳未満の子どもとその保護者で、児童扶養手当法による手当を受給している世帯、またはそれに準ずる世帯(生活保護受給世帯を除く)

※子どものみ、保護者のみの利用はできません。

☎定160人程度(選考)

☎申請書に必要事項を記入し、3月16日～4月3日(消印有効)に直接または郵送で町田市社会福祉協議会(〒194-0013、原町田4-9-8、

町田市民フォーラム4階)へ。

※申請書は、子ども家庭支援センター(市庁舎2階)で配布します。

☎募集・申請方法について＝町田市社会福祉協議会☎722・4898、事業概要について＝町田市子ども家庭支援センター☎724・4419

コミュニティ助成事業

(一財)自治総合センターの2019年度コミュニティ助成事業による宝くじの助成金を受け、三輪町第一住宅自治会が、三輪第一クラブ建替工事を実施しました。

この事業は、コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展に寄与するとともに、宝くじの社会貢献広報を目的としています。

☎市民協働推進課☎724・4358

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する情報は日々更新されています。最新の情報は、右記から確認できます。

厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルスに関するQ&A

検索

市HP

新型コロナウイルス感染症について

検索

市の業務に関するお知らせ

※詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

■感染症拡大防止のため中止・延期するイベント、施設の休館等

3月31日までに行われる市の主催イベント等は原則、中止または延期します。また、子どもが利用する施設(子どもセンター等)、不特定多数の方が利用する生涯学習施設(図書館等)、スポーツ施設などの市の施設は原則として、3月31日まで休館します。

■市で発行する各種証明書等

春は各種手続きで市の窓口が混み合います。市民課窓口で交付する各種証明書や、固定資産税証明書など、窓口に来なくても郵送などで申請や交付ができるサービスもあります。本紙8面「固定資産税(評価・公課)証明書を取得する方へ」「お近くの市民センター窓口をご利用ください」の記事、または町田市ホームページをご覧ください。

■市内の中小企業の皆さんへ～新型コロナウイルスの影響による融資制度のご案内

☎産業政策課☎724・2129

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、申請月を含む今後3か月の売上高が前年同月比5パーセント以上減少することが見込まれる場合、町田市中小企業融資制度の緊急資金がご利用いただけます。その他、国や東京都の支援制度もあります。

「新型コロナウイルスに感染したかも」と思った時の相談先

* 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
* 強いだるさや息苦しさがある

* 高齢の方、基礎疾患がある方で左記の状態が2日以上続いている
* 妊娠中の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に早めに相談してください。

ひとつでも当てはまる ↓

当てはまらない ↓

帰国者・接触者電話相談センター

☎724・4238

月～金曜日 午前9時～午後5時(祝休日を除く)

都・特別区・八王子市・町田市合同 電話相談センター

☎03・5320・4592

左記以外の曜日・時間帯

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

○町田市役所代表電話☎722・3111

○東京都電話相談窓口

☎0570・550571(ナビダイヤル、多言語による相談)

☎03・5388・1396(聴覚障がいのある方等)

○厚生労働省電話相談窓口☎0120・565653

感染症対策にご協力をお願いします

☎保健総務課☎724・4241

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつると言われています。風邪や季節性インフルエンザ等と同様に過剰に心配することなく、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策に努めましょう。

<正しい手洗い>

帰宅時や調理の前後、食事前などこまめな手洗いが有効です。

～手洗いの順番～



<健康管理>

十分な睡眠やバランスの良い食事などで免疫力を高めましょう。

<3つの咳エチケット>



<適度な湿度を保つ>

加湿器などで湿度を50～60パーセントに保ちましょう。

<不要不急な外出は控える>

高齢の方や慢性疾患のある方、疲れ気味な方や睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出は控えましょう。

※この記事の内容は3月10日現在の内容です。